

平成 21 年 9 月 10 日

債権者各位

更生会社 トミヤアパレル株式会社
管財人 佐藤 順哉

更生債権等の一般調査期間変更のお知らせ

更生会社トミヤアパレル株式会社（以下「更生会社」という。）の会社更生手続きにつきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東京地方裁判所の平成 21 年 9 月 10 日付決定により、下記の通り認否書の提出期限及び更生債権等の一般調査期間が変更されましたので、お知らせします。

当職といたしましては、裁判所の決定を受け、従来にも増して更生会社の事業継続及び資産価値の維持に注力するとともに、スポンサー企業等の決定に向けていっそう努力してまいり所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

記

(変更後)

認否書の提出期限	平成 21 年 11 月 13 日
更生債権等の一般調査期間	平成 21 年 11 月 16 日から平成 21 年 11 月 27 日まで

(変更前)

認否書の提出期限	平成 21 年 9 月 15 日
更生債権等の一般調査期間	平成 21 年 9 月 16 日から平成 21 年 9 月 29 日まで

※更生計画案の提出期限の変更はありません。

以 上